プロジェクト	**金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い**
項目	**第 473 回企業会計基準委員会及び第 145 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 473 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 8 日開催）及び第 145 回実務対応専門委員会（2022 年 2 月 15 日開催）で議論された次の事項に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

- 電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する論点（第 473 回企業会計基準委員会で議論）
- 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する実務対応報告の適用時期及び経過措置（第 145 回実務対応専門委員会で議論）
- 「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案（第 473 回企業会計基準委員会及び第 145 回実務対応専門委員会で議論）
- 「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案（第 473 回企業会計基準委員会及び第 145 回実務対応専門委員会で議論）
- 「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案（第 473 回企業会計基準委員会で議論）
- 「コメントの募集及び論点整理の概要」の文案（第 473 回企業会計基準委員会で議論）

II. 分析について聞かれた意見

（電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期に関する論点について）

<u>第 473 回企業会計基準委員会で聞かれた意見</u>

2. 電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識の時期について、売買契約

を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間であれば短期間と判断し、売買契約を締結した時点とする事務局の提案に同意する。

3. 売買契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間を「短期間」と判断する場合に、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間をガイダンスとして示すのであれば、採用した理由の説明が足りないのではないか。

4. 電子記録移転有価証券表示権利等の「受渡しに係る通常の期間」に相当する期間の定めの記載において、「第三者対抗要件」という表現を用いているが、電子記録移転有価証券表示権利等についてはそもそも第三者対抗要件が想定されない権利も存在するため、「法的保全が図られる」という表現とした方が望ましいのではないか。

（電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する実務対応報告の適用時期及び経過措置について）

第 145 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

5. 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する実務対応報告の適用時期及び経過措置に関する事務局の提案を支持する意見が聞かれた。

（「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」の文案について）

第 473 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

6. 本実務対応報告の対象範囲として、株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の会計処理を取り扱うことにした説明をもう少し分かり易い表現で記載した方がよいのではないか。

7. 電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、金融商品会計に関する実務指針の考え方に従えば、受渡日に認識することになるが、電子記録上の受渡日を把握することは難しいため、電子記録上の権利が移転した日を受渡日とするという説明をした方がよいのではないか。

第 145 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

8. 電子記録移転有価証券表示権利等については、金融商品に関する会計基準の定めに従い、契約を締結したときに発生の認識をするとの説明があるが、契約を締結した

時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合は契約を締結した時点で発生を認識するという説明もあり、両者の関係が分かり難いのではないか。

9. みなし有価証券については、用語の定義を行うか、又は具体的にどのようなものか説明を付した方が理解されやすいと考えられ、実務対応報告に含めることが難しいのであればコメント募集文書に含めることを検討すべきではないか。

10. 組合等が発行した電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の会計処理について、従来の組合等への出資の処理と同様の取扱いとなることが、文案からは分かり難いのではないか。

（「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の文案について）

ICO トークンの発行者における発行時の会計処理

第 473 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

11. ICO トークンの発行者が何等かの義務を負担している場合について、発行時に利益を計上するか否かどちらが適当かのみを確認することとしているが、負債が非常に小さいケースから対価に見合う経済的価値があると考えられるケース、さらにはその中間のケースも考えられるため、それらを場合分けして確認した方が分かり易いのではないか。

12. ICO トークンの発行者が何等かの義務を負担している場合について、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わず、契約によって生じた権利及び義務を時価で評価した上で、差額を認識するとの考えの下では、差額としての損益は企業が有利又は不利な契約を締結したものと捉えるとあるが、この場合に義務の算定過程を踏まえた上で、差額をどのように処理するべきかの確認をした方が理解されやすいのではないか。

以　上